

平成 22 年 1 月 27 日
くにびき農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

くにびき農業協同組合（代表理事組合長 井上嘉保留）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当 J A では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別添）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当 J A は、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- （1）適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- （2）お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- （3）金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本支店の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

【お客様ご相談窓口】（平日のみ）

相談窓口	所在地	電話番号
本店（融資管理課）	松江市西川津町 1635-1	55-3021
川津支店	松江市西川津町 665-1	23-2424
古江支店	松江市西浜佐陀町 246-1	36-8157
法吉支店	松江市春日町 586-2	21-3690
津田支店	松江市西津田 3-5-16	24-1818
乃木支店	松江市浜乃木 2-15-8	21-3758
鹿島支店	松江市鹿島町北講武 3-1	82-1303
島根支店	松江市島根町加賀 1156-1	85-2007
美保関支店	松江市美保関町七類 1551	72-2511
東出雲支店	八東郡東出雲町揖屋 1162	52-2022
八雲支店	松江市八雲町東岩坂 6-1	54-1122
玉湯支店	松江市玉湯町湯町 1782-1	62-1313
宍道支店	松江市宍道町昭和 2	66-0416
八束支店	松江市八束町波入 2040	76-2525

（ご相談受付時間：9時～17時）

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、企画推進課にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 55-3028

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以上

金融円滑化にかかる基本的方針

くにびき農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1 当組合は、組合員・利用者の皆様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の皆様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当組合は、事業を営む組合員・利用者の皆様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、組合員・利用者の皆様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当組合は、組合員・利用者の皆様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・利用者の皆様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当組合は、組合員・利用者の皆様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・利用者の皆様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員・利用者の皆様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の皆様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当組合は、組合員・利用者の皆様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢を整備いたしております。

(1) 組合長、専務、常務、各部・室長を構成員とする「リスク管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月18日から施行する。